

行田市伝統芸能保存継承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、市内で継承されてきた郷土の伝統芸能である獅子舞（ささら獅子舞を含む。以下同じ。）並びにお囃(はや)子の保存、普及及び継承（以下「保存等」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、行田市補助金等交付規則（昭和52年規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第２条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (１) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第26条第１項の規定により県指定無形民俗文化財の指定を受けた団体であって、獅子舞の保存等を行うもの
- (２) 行田市文化財保護条例（平成18年条例第14号）第６条第１項の規定により市指定無形民俗文化財の指定を受けた団体であって、獅子舞の保存等を行うもの
- (３) 市内においてお囃子の保存等を行う団体であって、地域の児童・生徒にお囃子を継承する活動を行うもの

(補助対象事業)

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (１) 前条第１号及び第２号に規定する団体 次に掲げる事業
 - ア 獅子舞の保存等に必要な事業
 - イ 獅子舞の活用、公開等市民の文化向上に寄与する事業
 - ウ 獅子舞の保存等に必要な用具の修繕及び購入に係る事業
- (２) 前条第３号に規定する団体であって、設立後３年を経過しないもの 次に掲げる事業
 - ア お囃子の保存等に必要な事業
 - イ お囃子の活用、公開等市民の文化向上に寄与する事業
 - ウ お囃子の保存等に必要な用具の修繕及び購入に係る事業
- (３) 前条第３号に規定する団体であって、設立後３年を経過しているもの お囃子の保存等に必要な用具の修繕及び購入に係る事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費（以下「補助対象経費」という。）とし、次の各号に掲げる額を上限とする。この場合において、国、県その他の関係機関から補助対象事業が重複する同様の補助金等の交付を受けているときは、当該補助の対象となった経費は補助対象経費としない。

(1) 第2条第1号及び第2号に規定する団体 10万円

(2) 第2条第3号に規定する団体 5万円

2 補助金の交付は、同一の会計年度内において1団体につき1回限りとする。

(書類の整備等)

第5条 規則第21条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。